

# AI 時代の報道機関のあり方に関する提言

2026 年(令和 8 年)1 月 26 日

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート

X Dignity センター



## 前文

人工知能(AI)が我々の日常に浸透しつつある。

もちろん、我々は AI により様々な恩恵を享受する。しかし、情報空間ないし言論空間に想到するならば、AI の進化・発展・普及は手放しに歓迎できるものではない。我々のアテンション(注目・関心)を獲得し、そのエンゲージメントを最大化すべしとの目的を与えられた SNS の AI・アルゴリズムは、人間がそのアテンションを反射的に向けてしまうような刺激的な偽・誤情報や誹謗中傷を拡散・増幅する傾向をもつ。生成 AI の広がりは、あらゆる者が「もっともらしく見える」情報や動画を作成し、流通することを可能にした。このような情報空間の変質は、事実に基づく我々の理性的なコミュニケーションを前提に成立する民主主義を危うくする。

この危機の回避には、一定のガバナンス体制の下で、取材に基づき、検証された情報を専門的倫理基準に基づいて提供する報道機関の役割がきわめて重要になる。しかし報道機関もまた、情報空間に存在する 1 つのアクターとして、AI の進化・発展・普及の影響から完全に自律的ではいられない。報道機関が民主主義の守り手であり続けるには、その存在意義を再確認し、アテンション・エコノミーに呑み込まれないための意識や仕組み、適正な AI 利用のポリシーの策定および運用、AI 等の監視を含む新たな任務の遂行などが求められよう。

X Dignity センターは、人間の尊厳が維持される民主主義社会の実現を強く希求し、以下、AI 時代における報道機関のあり方を提言する。

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート X Dignity センター

## 第1 報道機関の機能・役割の確認

1. インターネットの発達により、誰でも発信者となれる現代では、アテンション・エコノミーの広がりによって、経済的動機に基づく情報発信も増加している。刺激的言説が増幅されやすいアテンション・エコノミーの下では、自らの政治的主張を強弁し、異なる意見を批判・攻撃するだけの言説や、他者のプライベートな事柄を暴くためだけの言説も広がっている。雑多な目的をもった言説があふれるなかで、民主主義への寄与その他公共的な目的を有し、公共に関する事柄について知り、判断することに資する言説の影響力が相対化している。この状況に対してどのように向き合うかは、現代の情報空間における喫緊の課題である。

既に最高裁判所は、報道機関の報道について「民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するもの」(取材ファイル提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告。最高裁大法廷昭和44年11月26日決定・刑集第23巻11号1490頁)と述べている。報道機関は、情報空間の構造変化を認識したうえで、このような社会的責任と公共的な機能を再確認し、その在り方を不斷に模索していくなければならない。

2. アテンション・エコノミーの影響力が強くなると、注目を集めることが情報発信の最大の目的となり、情報源の信頼性や内容の正確性に対する配慮を欠いた情報が広く流通するようになる。また、AIの発展・普及により、誰もが容易に情報を生成できるようになったが、AI生成物は、時として偏った学習データ(情報源)に基づき、人間が十分に検証することができないロジックによって作成されるうえ、「真実らしくみえる情報」の拡散・増幅をもたらしうる。

このような真偽が混在する混沌とした情報環境では、信頼できる取材源と説明可能な根拠に基づき、責任ある編集がなされた情報の存在は稀少なものとなり、その生産・流通の維持が必要不可欠となる。既に最高裁は、報道機関による「取材の自由」は「報道が正しい内容をもつたま」に、「憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するもの」(前記・取材ファイル提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告)と位置づけ、単に「憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべき」(メモ採取不許可国家賠償請求事件。最高裁大法廷平成元年3月8日判決・民集第43巻2号89頁)とされた一般市民による情報摂取活動と区別している。報道機関は、この取材の自由に与えられた特別な意義を深く認識し、取材・裏付け・複数情報源の確認といった慎重なプロセスを経て情報を発信し、「多角的に検証された情報を届ける仕組み」を担うことの重要性を再確認しなければならない。また、報道機関は、このようなプロセスがAI生成物との差別化を図り、自らの社会的信頼と経営基盤を支える根幹となることを認識すべきである。

## 第2 アテンション・エコノミーとの適切な距離とガバナンス体制の確保

アテンション・エコノミーが広がる情報空間では、報道機関でさえ、自らの社会的責任と公共の利益の追求を理念としては理解していても、現実として閲覧数や短期的な広告収入の獲得を優先し、結果としてその存在意義を自ら損ないかねない。報道機関は「国民の『知る権利』」を充足するという使命(前記・取材ファイル提出命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告)を果たすために、アテンション・エコノミーから適切な距離を自覚的に保たなければならない。また、報道機関は、このような意識を組織内に共有すべきである。

そのため、報道機関はデジタル環境に則した報道倫理の策定や、その実効性を確保するための第三者機関の設置をはじめ、制度的な措置を講じなければならない。また、こうした制度の存在と運営を透明化することで、社会一般における報道機関への信頼を積極的に構築すべきである。

## 第3 透明性および説明責任の一層の確保

情報が氾濫する「情報飽食」の現代において、報道機関の情報もまた膨大な情報群の一部にすぎなくなっている。アテンション・エコノミーの下では、刺激的な情報が溢れ、人々の関心を奪い合うゼロサムゲームが続いている。数多ある情報のなかからその重要性を理解し、人々に選択・受容してもらうためには、取材過程や編集等の報道のプロセスをこれまで以上に透明化し、必要に応じて社会に説明していかなければならない。このような透明性と説明責任は、報道機関自らの信頼性を高めるとともに、取材や編集といったジャーナリズムに固有のプロセスを経ていない発信者からの情報との差別化を図り、報道機関の公共的基盤を確かなものとするためにも必要である。

## 第4 AI時代の報道倫理と運用指針の整備

報道機関におけるAIの適切な活用は、定量化等に応じむ一部の業務の負担を軽減し、記者等がジャーナリストとしての活動(取材等)に注力することを可能にする。そのため、適切な場面において活用することは、報道機関の機能・役割を強化することにつながる。

他方で、AIへの過度の依存は、記者等の能力低下のみならず、真偽不明の情報拡散や編集責任の曖昧化等をもたらしうる。このことは、報道機関およびその情報の信頼性低下につながりかねない。

報道機関は、このようなリスクを踏まえ、人の目による確認・検証等によるAIの適正な活用の担保と、AI活用に関する透明性の確保のためにAIの活用方針(ポリシー)を策定・公開し、これを確実に運用するための体制を構築しなければならない。

## 第5 AI時代における報道機関の監視対象の再検討

1. 「第四の権力」とも呼ばれてきた報道機関は、AI時代においても自らの権力性を自覚し、特にアテンション・エコノミーとの距離やAIの活用について、報道機関相互で自律性を尊重しながらチェックする姿勢を堅持し、継続しなければならない。特に報道機関に対する不信が渦巻く現代においては、自らの権力性を自覚して、国民に対してより応答的な姿勢を示し、もって権力の監視という役割を担うに足る信頼性を確保しなければならない。
2. AI等の情報技術は、その設計や活用等のあり方によって、我々の自由・人権や民主主義にも大きな影響を与えるようになっている。また、一部のデジタル・プラットフォームは、AI等の設計や実装を通じて、民主的な手続によらずに公共的意思決定を大きく左右する力をもつ。そこで報道機関は、専門技術的知見を自ら獲得すること、または専門技術的知見を有する者と連携・協働することで、広範な社会的影響力を有するAI等の設計および挙動を分析し、必要に応じてその内容を報道しなければならない。また、一部のデジタル・プラットフォームに対しては、国家権力にも匹敵しうる「新たな権力」として、国家権力とともに監視の対象とすべきである。
3. 現代の情報空間においては、人々の共感を煽ることで世論形成や政治的意思決定を促すナラティブ(物語)が、アルゴリズムによって増幅され、過度の影響力をもつ。報道機関は、このようなナラティブの影響力に留意し、人々がこれを合理的に批判し、適切に評価できるための情報を提供しなければならない。

## 第6 選挙時・災害時など、公共性が特に求められる特定期間における機能強化

報道機関は、選挙時・災害時など、公共性が特に求められる特定の期間においては、事実かどうかについて疑いがあり、かつ一定の影響力を有する情報に対して必要な検証を行い、積極的に訂正または補足を行わなければならない。

### 【選挙時】

1. 報道機関は「情報の空白」が起こらないよう、有権者に選挙における本質的な争点を提示し、争点の背景、対立している諸価値、議論の文脈等を丁寧に伝える報道に努めなければならない。
2. 報道機関は、公正性に基づいた報道に努め、質的公平性を確保すべきである。候補者に関する情報の取り扱いについて一定の差を設ける場合、情報の受け手に不公平感を抱かせないように、かかる取り扱いの差を正当化するための合理的な説明を行うべきである。

### 【災害時】

1. 報道機関は、人命を守るための正確かつ迅速な情報提供を最優先に据え、検証された冷静な報道を通じて、被災者や市民に必要な情報を届けなければならない。
2. 偽・誤情報による被災現場の混乱を防ぐため、必要に応じてファクトチェック機能を果たすべきである。

### 第7 啓発活動への主体的関与

報道機関による情報発信に対する信頼は、社会のさまざまなアクターとの対話を通じて継続的に醸成されるものである。報道機関は、業界全体での横断的なリテラシー向上の枠組みを構築し、教育機関・テクノロジー企業を含む他のステークホルダーとの協働を通じて、世代を横断したコミュニケーションに積極的に関与しなければならない。その際には、報道機関による報道と、取材や編集等のジャーナリズム固有のプロセスを経ていない情報との差異について、世代を超えて理解・共有されるよう、取材・編集のプロセスや基準の丁寧な説明などに努めなければならない。

## 付記

本提言は、X Dignity センターに設置された「情報空間の健全化に関する有識者会議」において検討された成果である。

### 情報空間の健全化に関する有識者会議構成員（五十音順）

澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
鈴木 秀美	国士館大学法学部特任教授/静岡大学理事/大阪大学名誉教授/慶應義塾大学名誉教授
鳥海 不二夫	東京大学大学院工学系研究科教授
水谷 瑛嗣郎	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所准教授／X Dignity センター兼担所員
山腰 修三	慶應義塾大学法学部政治学科教授
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授／X Dignity センター共同代表

### 同アドバイザー（五十音順）

宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授